

神戸市しあわせの村の予約受付、減免等に関する基準

〔 令和 3 年 7 月 1 日
福祉局長決定
建設局長決定 〕

(趣旨)

第1条 本基準は、神戸市しあわせの村の予約受付、利用料の減額又は免除等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基準において、「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

2 本基準において、「難病患者」とは、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者をいう。

3 本基準において、「高齢者」とは、年齢 65 歳以上の者をいう。

4 本基準において、「介護人」とは、身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が 1 種のすべての等級と 2 種の 1 級又は 2 級のものに限る。）、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が 1 級のものに限る。）の交付を受けている者、要介護者（要介護度 1 以上）及び難病患者の介護を目的としてともに施設を利用する者をいう。

5 本基準において、「宿泊施設」とは、総合センター（和室 10 畳、洋室ツイン、グループ室、洋室特別室）、婦人交流施設（和室 10 畳、洋室ツイン）、多目的ショートステイ施設（和室 8 畳、洋室ツイン）及び野外活動センターあおぞら（和室 1、和室 2、洋室）をいう。

6 本基準において、「休憩施設」とは、総合センター（和室 10 畳、15 畳、24 畳、27 畳、45 畳、51 畳、洋室ツイン、グループ室）、婦人交流施設（和室 10 畳、14 畳、17 畳、31 畳、35 畳、49 畳、52 畳、66 畳、洋室ツイン）及び多目的ショートステイ施設（和室 8 畳、15 畳、20 畳、35 畳、洋室ツイン）をいう。

7 本基準において、「キャンプ場等」とは、キャンプ場、オートキャンプ場及びデイキャンプ場をいう。

8 本基準において、「会議室等」とは、総合センター（ホール、会議室、研修室、料理教室）、婦人交流施設（多目的ホール、セミナー室、ワークスペース）、多目的ショートステイ施設（会議室）及び野外活動センターあおぞら（集会室、工芸室）をいう。

9 本基準において、「シルバーカレッジ学習室等」とは、カレッジホール、学習室、ゼミ室、美術室、調理実習室、音楽室及び LL 学習室をいう。

(予約の受付)

第3条 宿泊施設、休憩施設、キャンプ場等、会議室等、ローンボウルス場及び温泉（介護浴室）の利用予約の受付は、別表 1 左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる日から先着順にて行う。ただし、休憩施設、会議室等及びローンボウルス場の利用予約の受付は、その実際の利用者の

半数以上の者が障害者、難病患者、高齢者又は介護人であるときは、障害者、難病患者又は高齢者が利用したものとみなし、別表1の規定を適用するものとする。

2 シルバーカレッジ学習室等については、次の各号に掲げる場合に限り、利用予約を先着順にて受け付けることができる。受付開始の日は、次の第1号及び第2号に掲げる場合は、使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日、第3号に掲げる場合は、使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日の前日とする。ただし、神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体が、公用、公共用又は公益事業のために使用する場合は、必要に応じその都度市と協議のうえ決定するものとする。

(1) 公共団体等のうち、団体の種類、施設使用の趣旨、使用時期等を勘案し、相当と認めた団体が使用する場合

(2) 神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体の副申等があり、特に市長が認める場合

(3) 指定管理者が、自主事業のために使用する場合

3 体育館（3分の1面の独占利用の場合）、陸上競技場（独占利用の場合）、球技場、テニスコート及びスタジオの利用予約の受付は別表1のとおり抽選を行い、抽選後は先着順にて行う。

(優先予約の受付)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、宿泊施設、休憩施設、キャンプ場等及び会議室等について、次の第1号から第6号に掲げる場合は、受付開始の日を使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日（第1号に掲げる学校及び第2号に掲げる施設の所在地が神戸市内である場合若しくは第7号に掲げる場合は、使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日の前日）とすることができる。ただし、神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体が、公用、公共用又は公益事業のために使用する場合は、必要に応じその都度市と協議のうえ決定するものとする。

(1) 学校教育法第1条に定める学校、同法第124条に定める専修学校、同法第134条に定める各種学校（修業年限が1年以上のものに限る。）及びその他教育目的をもって活動する団体が、教育上の目的で使用する場合

（その他教育目的をもって活動する団体とは、教育委員会の副申があるなど、その事実が確認できることを要するものとする。）

(2) 児童福祉法第7条に定める児童福祉施設を運営する団体が当該施設の行事として使用する場合

(3) 神戸市都市公園条例施行規則第2条第5項ただし書きにより、同項に規定する受付開始の日に先だて、陸上競技場、球技場、テニスコートの申込をした団体又はローンボウルス場の申込をした団体が、当該施設の使用と併せて施設を使用する場合

(4) 公共団体等のうち、団体の種類、施設使用の趣旨、使用時期等を勘案し、相当と認めた団体が使用する場合

(5) 神戸市が作成する「障害者団体名簿」に登録された団体が使用する場合

(6) 神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体の副申等があり、特に市長が認める場合

(7) 指定管理者が、自主事業のために使用する場合

2 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、ローンボウルス場、体育館、陸上競技場、球技場、テニスコート、スタジオについては、次の第1号から第8号に掲げる場合は受付開始の日または抽選の日に先立ち予約を受け付けることができる。ただし、神戸市立主要スポーツ施設利用促進委員会による優先利用に係る調整により決定した予約を優先して受け付けるものとする。

- (1) 市が行政目的達成のための行事に使用する場合
 - (2) 社会福祉施設およびこれに類する団体が福祉施策上特に必要と認められる行事に使用する
場合
 - (3) 市民総合体育大会等全市民を対象とする行事に使用する場合
 - (4) その他公共団体及びこれに準ずる団体が使用する場合で、特に必要と認められる場合
 - (5) 全国大会等に向けて、市が地元代表を決定しなければならない行事に使用する場合
 - (6) 県大会・近畿大会・西日本大会等広域を対象とした大規模な大会で使用する場合で、特
に必要と認められる場合
 - (7) 神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体の副申等があり、特に市長が認める場合
 - (8) 指定管理者が、自主事業のために使用する場合
- 3 前2項の規定により使用する団体が予約を申し込む際には、学校長、施設長等団体を代表する者は、使用団体名、使用日、使用時間、使用施設名、使用目的等を明記した「優先予約申込書」を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 4 団体（10人以上かつ支払が一括の者に限る。）が宿泊施設を予約する際、体育館の使用（2/3面を限度とする。）、テニスコートの使用（11月から3月までの平日に限り、5面を限度とする。）及び球技場の使用（11月から3月までの平日に限り。）も併せて予約できるものとする。ただし、当初10人以上いた宿泊者が10人に満たなくなった場合は、体育館、テニスコート及び球技場の予約は取り消されるものとする。
- 5 前条第3項の規定にかかわらず、テニスコートを使用する場合について、利用者の半数以上の者が障害者、難病患者又は介護人であるときは、使用しようとする日の2か月前の日の属する月の初日から7日までの間においては、5面を限度に抽選の日に先立ち予約を受け付けることができる。
- 6 申込を受け付ける場合、次に掲げる書類等を確認するものとする。
- ① 障害者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者手帳アプリ「ミライロID」
 - ② 高齢者 年齢が確認できるもの
 - ③ 難病患者 特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ④ 市内在勤者 勤務先の住所が確認できるもの
 - ⑤ 市内の学校に在学している者 在学している学校の所在地が確認できるもの
 - ⑥ 市内及び市外在住者の区別 宿泊施設使用申込書の住所欄 等

（利用料金の減免）

第5条 神戸市しあわせの村条例第10条第4項及び神戸市都市公園条例第16条の2第4項により、指定管理者が定める利用料金の減額又は免除の基準は、別表2に定めるところによるものとし、変更等の提案がある場合は、市と協議のうえ決定するものとする。

（施設の独占利用）

第6条 プール（全部若しくは一部）、アーチェリー場（全部若しくは一部）について、第4条第2項第1号から第8号に掲げる場合にのみ独占利用できるものとする。

2 前項の規定により使用する団体は、使用しようとする日の2か月以上前に予約するものとする。

(グループ室の利用人数について)

第7条 グループ室の使用については、4名以上の使用が原則であるが、下記に掲げる場合は3名以下の使用ができるものとする。

- (1) 使用しようとする日の1か月前時点で予約が無い場合
- (2) 高齢者又は障害者などの使用のため、やむを得ない場合

附 則

本基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

本基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、令和3年7月1日から施行する。

別表1 予約の受付（第3条関係）

施設の申込時期一覧（第1項関係）

施設名	利用者	受付開始の日
キャンプ場等・会議室等 宿泊施設・休憩施設・	(1) 障害者	使用しようとする日の9か月前の日の属する月の初日（キャンプ場等は5日から）
	(2) 難病患者	※ただし、宿泊施設・キャンプ場等について、神戸市しあわせの村条例別表（第9条関係）に規定する繁忙期においては、各施設定員の半数を上限とする。 ※宿泊施設・キャンプ場等については、(1)(2)(3)の人数と同数までの宿泊室（サイト）の予約を受け付けることができる。
	(3) 高齢者	
	(4) その他の者	使用しようとする日の6か月前の日の属する月の初日（キャンプ場等は5日から）
ローンボウルス場	(1) 障害者	使用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日の8日前
	(2) 難病患者	
	(3) 高齢者	
	(4) その他の者	使用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日
温泉 (介護浴室)	(1) 宿泊利用の者	宿泊施設・キャンプ場等の予約時
	(2) 日帰り利用の者	使用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日

施設利用申込の抽選（第3項関係）

施設名	抽選の時期
体育館	使用しようとする日の2か月前の日の属する月の初日（火曜日、土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日）に抽選
陸上競技場	使用しようとする日の2か月前の日の属する月の10日に抽選
球技場	使用しようとする日の2か月前の日の属する月の10日に抽選
テニスコート	使用しようとする日の2か月前の日の属する月の11日に抽選 ※神戸市地域サービス情報システム（あじさいネット）による申し込みに限る。
スタジオ	使用しようとする日の2か月前の日の属する月の初日（火曜日、土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日）に抽選

別表2 利用料金の減免（第5条関係）

施設名	対象者	減免等の内容
<p>宿泊施設・キャンプ場</p>	<p>介護人が、介護対象者とともに宿泊するときの宿泊料金</p>	<p>障害者及び高齢者の額に減額 ※介護人は、介護対象者1人に対し1人とするが、特に必要と認められる場合はこの限りでない</p>
<p>施設 休憩</p>	<p>一人当たりの料理代が2,000円以上のとき</p>	<p>所定の額の半額</p>
<p>プール・温泉</p>	<p>宿泊施設宿泊者（宿泊日とその翌日分）</p>	<p>2割相当額の減額</p>
	<p>介護浴室において介護を目的としてともに利用する者</p>	<p>免除</p>
<p>ローンボウル場 レッジ学習室等 室等・シルバーク キャンプ場・会議 キャンプ場・デイ 休憩施設・オート</p>	<p>実際の利用者の半数以上の者が障害者、難病患者、高齢者又は介護人であるとき、神戸市が作成する「障害者団体名簿」に登録された団体が使用するとき</p>	<p>障害者及び高齢者の額に減額</p>
<p>共通</p>	<p>難病患者</p>	<p>障害者の額に減額</p>